

瑞浪市産業振興センターインキュベーションルーム 募集要項

1 募集日程

随時募集

※入居者が決定した時点で、募集を終了する。

2 募集物件

- ア 住 所 瑞浪市上平町5丁目5番地の1 瑞浪市産業振興センター 2階
- イ 物件名称 インキュベーションルーム A、B 各1室
- ウ 物件概要 A 床面積 約96㎡（部屋内に別室3室 水道・動力電源有）
B 床面積 約39㎡
- エ エアコン 設置済み 各部屋で個別使用可能
- オ 利用時間 常時
- カ 通信設備 電話・インターネット、コピー機等は、入居者で設置
（光回線無。入居者で設置。外壁に穴を空ける等、工事を伴うものは不可）
- キ 駐車場 センターの駐車場利用可能（無料）
※事業用の車両等で駐車場を使用する場合には、別途使用料がかかります。

3 入居資格等

- ア 入居資格（瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例 第15条）
- ・新たに起業しようとしている者で、インキュベーションルームを主たる事務所とするもの
 - ・瑞浪市内に本店または主たる事務所を有する起業後5年以内の者で、インキュベーションルームを利用することで新たな事業活動が展開できると認められるもの

上記に類するもので市長が適当と認めるもの

イ 入居条件

- ・入居期間終了後も、瑞浪市内に本社または主たる事務所を置き事業を継続するよう努めること
- ・小売店の店舗など、不特定多数の人間が出入りする形態の事業を行わないこと
- ・販売代理店およびフランチャイズ契約に基づく事業を行わないこと
- ・事業内容が、法令および公序良俗に反しないこと
- ・暴力団、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当していないこと
- ・使用料等の支払能力を有すること
- ・衛生管理を維持し、公害を出さないこと
- ・市町村民税等の諸納付金を滞納していないこと

- ・施設に入居する他の事業者等に迷惑を及ぼす恐れのないこと
- ・入居期間終了後も市の調査等に協力すること
- ・金融機関や商工会議所の経営指導、相談を受け事業報告をすること

4 入居期間

原則３年（市長が特に必要と認めるときは、最大２年更新）

5 使用料（１ヶ月）

インキュベーションルームＡ ３１，０００円（光熱費を含む）

インキュベーションルームＢ ２０，０００円（光熱費を含む）

※特別な電気器具その他機械器具を使用した場合は、市長が別に定めるところにより、その使用にかかる実費相当額を徴収する。

6 その他

- ・入居の際の備品設置等諸費用は、すべて入居者が負担する
- ・退去時の原状回復に要する費用はすべて入居者が負担する
- ・建物の外装（外壁、屋根等）工事を伴う通信設備等の設置は、認められない

7 留意事項

- ・瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例、瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則を遵守すること
- ・騒音等他の入居者、利用者に迷惑をかけないこと
- ・施設改造は行わないこと（外壁穴あけ工事不可）
- ・使用期間終了後は、原状回復を行うこと
- ・部屋の転貸は行わないこと
- ・施設内での火気、薬品を使用しないこと
- ・施設を損傷、滅失した時は原状回復すること
- ・入居期間内でも、入居資格の喪失や留意事項等に違反する行為があった場合は退去とする

8 応募方法

郵送または商工観光課窓口を持参

ア 提出書類

- ・瑞浪市産業振興センターインキュベーションルーム入居申込書
- ・様式１ 企業等概要表（注）法人の場合のみ
- ・様式２ 事業計画書
- ・事業内容の分かる資料がある場合は添付
- ・資格が必要な事業は、資格の証明できる書類

イ 添付資料

【法人の場合】

- ・ 代表者住民票写し
- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 市町村税の完納証明書
- ・ 直近の決算報告書の写し

【個人の場合】

- ・ 住民票写し
- ・ 市町村税の完納証明書
- ・ 直近の確定申告書の写し

9 審査方法

書面及び面接による審査

※審査会を行う際は別途通知します。

○審査の観点

- ・ 事業実現性
- ・ 事業の将来性及び支援の必要性
- ・ 地域経済貢献
- ・ 起業者資質

10 担当窓口

〒509-6195

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市経済部商工観光課

TEL 0572-68-2111（内線469）

FAX 0572-68-9862

E-mail shoko@city.mizunami.lg.jp